

評価コメント票

施策名	核燃料サイクル関連分野に係る技術に関する施策・事業
-----	---------------------------

御芳名	
-----	--

コメント票は下記宛に御提出下さい。

経済産業省資源エネルギー庁原子力立地・核燃料サイクル産業

担当：牧野、楠見（電話03-3501-6291）

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

ファックス 03-3580-8493

E-mail energy-cycle1@meti.go.jp

コメントしていただく際の留意事項

1. 評価検討会での説明及び配付資料等に基づき、
 - ①技術に関する施策評価につきましては、評価項目・評価基準に従い、評価コメントの作成をお願いいたします。
 - ②技術に関する事業評価につきましては、個別事業ごとに、判定基準に従い、評点をお願いいたします。なお、総合評価のみ評点に加え、評価コメントの作成をお願いいたします。
2. 評価コメントの記入に際しましては、単に「妥当である。評価できる。」ではなく、妥当である理由、評価できる理由等について、具体的な記述をお願いいたします。
3. 評点につきましては、各項目ごとに4段階（A（優）、B（良）、C（可）、D（不可）〈a, b, c, dも同様〉）で評価してください。
なお、4段階はそれぞれ、A(a)=3点、B(b)=2点、C(c)=1点、D(d)=0点に該当します。
 - ①記入に際しては、「判定基準」を参照し、該当と思われる段階（A, bなど）を明示してください。
 - ②大項目（A, B, C, D）及び小項目（a, b, c, d）は、それぞれ別に評点を付けてください。
 - ③総合評価は、評価結果を資源の重点的・効率的配分に適切に活用していくという観点から、各項目の評点を踏まえつつ、プロジェクト全体としての総合点を付けてください。

①技術に関する施策評価

1. 施策の目的・政策的位置付けの妥当性

【評価項目・評価基準】

(1) 施策の目的の妥当性

- ・施策の目的が波及効果、時期、主体等を含め、具体化されているか。
- ・技術的課題は整理され、目的に至る具体的目標は立てられているか。
- ・社会的ニーズに適合し、出口(事業化)を見据えた内容になっているか。

(2) 施策の政策的位置付けの妥当性

- ・施策の政策的位置意義(上位の政策との関連付け、類似施策との関係等)は高いか。
- ・国際的施策動向に適合しているか。

(3) 国の施策として妥当であるか、国の関与が必要とされる施策か。

- ・国として取り組む必要のある施策であり、当省の関与が必要とされる施策か。
- ・必要に応じ、省庁間連携は組まれているか。

【評価委員コメント欄】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

2. 施策の構造及び目的実現見通しの妥当性

【評価項目・評価基準】

- (1) 現時点において得られた成果は妥当か。
- (2) 技術に関する施策の目的を実現するために技術に関する事業（プロジェクト等）が適切に配置されているか。
 - ・ 配置された技術に関する事業（プロジェクト等）は、技術に関する施策の目的を実現するために必要か。
 - ・ 配置された技術に関する事業（プロジェクト等）に過不足はないか。
 - ・ 配置された技術に関する事業（プロジェクト等）の予算配分は妥当か。
 - ・ 配置された技術に関する事業（プロジェクト等）のスケジュールは妥当か。

【評価委員コメント欄】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

3. 総合評価

【評価委員コメント欄】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

②技術に関する事業評価

A 「高速炉再処理回収ウラン等除染開発委託費」に係る事業

B 「回収ウラン利用技術開発委託費」に係る事業

C 「使用済燃料再処理事業高度化補助金」に係る事業

A 「高速炉再処理回収ウラン等除染開発委託費」に係る事業

【評点】

評価項目	評点
1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性 (1) 国の事業として妥当であるか、国の関与が必要とされる事業か。 (2) 事業目的は妥当で、政策的位置付けは明確か。	A B C D a b c d a b c d
2. 研究開発等の目標の妥当性 (1) 研究開発等の目標は適切かつ妥当か。	A B C D a b c d
3. 成果、目標の達成度の妥当性 (1) 成果は妥当か。 (2) 目標の達成度は妥当か。	A B C D a b c d a b c d
4. 事業化、波及効果についての妥当性 (1) 事業化については妥当か。 (2) 波及効果は妥当か。	A B C D a b c d a b c d
5. 研究開発マネジメント・体制・資金・費用対効果等の妥当性 (1) 研究開発計画は適切かつ妥当か。 (2) 研究開発実施者の実施体制・運営は適切かつ妥当か。 (3) 資金配分は妥当か。 (4) 費用対効果等は妥当か。 (5) 変化への対応は妥当か。	A B C D a b c d a b c d a b c d a b c d a b c d
6. 総合評価	A B C D

※該当する評点（アルファベット）をチェックしてください。（A B C D、a b c d など）

※13ページから19ページに「評点・判定基準」があります。評点をつけるに当たっては、こちらをご参照ください。

A 「高速炉再処理回収ウラン等除染開発委託費」に係る事業

【評価コメント（総合評価）】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

B 「回収ウラン利用技術開発委託費」に係る事業

【評点】

評価項目	評点
1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性 (1) 国の事業として妥当であるか、国の関与が必要とされる事業か。 (2) 事業目的は妥当で、政策的位置付けは明確か。	A B C D a b c d a b c d
2. 研究開発等の目標の妥当性 (1) 研究開発等の目標は適切かつ妥当か。	A B C D a b c d
3. 成果、目標の達成度の妥当性 (1) 成果は妥当か。 (2) 目標の達成度は妥当か。	A B C D a b c d a b c d
4. 事業化、波及効果についての妥当性 (1) 事業化については妥当か。 (2) 波及効果は妥当か。	A B C D a b c d a b c d
5. 研究開発マネジメント・体制・資金・費用対効果等の妥当性 (1) 研究開発計画は適切かつ妥当か。 (2) 研究開発実施者の実施体制・運営は適切かつ妥当か。 (3) 資金配分は妥当か。 (4) 費用対効果等は妥当か。 (5) 変化への対応は妥当か。	A B C D a b c d a b c d a b c d a b c d a b c d
6. 総合評価	A B C D

※該当する評点（アルファベット）をチェックしてください。（A B C D、a b c d など）

※13ページから19ページに「評点・判定基準」があります。評点をつけるに当たっては、こちらをご参照ください。

B 「回収ウラン利用技術開発委託費」に係る事業

【評価コメント（総合評価）】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

C 「使用済燃料再処理事業高度化補助金」に係る事業

【評点】

評価項目	評点
1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性 (1) 国の事業として妥当であるか、国の関与が必要とされる事業か。 (2) 事業目的は妥当で、政策的位置付けは明確か。	A B C D a b c d a b c d
2. 研究開発等の目標の妥当性 (1) 研究開発等の目標は適切かつ妥当か。	A B C D a b c d
3. 成果、目標の達成度の妥当性 (1) 成果は妥当か。 (2) 目標の達成度は妥当か。	A B C D a b c d a b c d
4. 事業化、波及効果についての妥当性 (1) 事業化については妥当か。 (2) 波及効果は妥当か。	A B C D a b c d a b c d
5. 研究開発マネジメント・体制・資金・費用対効果等の妥当性 (1) 研究開発計画は適切かつ妥当か。 (2) 研究開発実施者の実施体制・運営は適切かつ妥当か。 (3) 資金配分は妥当か。 (4) 費用対効果等は妥当か。 (5) 変化への対応は妥当か。	A B C D a b c d a b c d a b c d a b c d a b c d
6. 総合評価	A B C D

※該当する評点（アルファベット）をチェックしてください。（A B C D、a b c d など）

※13ページから19ページに「評点・判定基準」があります。評点をつけるに当たっては、こちらをご参照ください。

C 「使用済燃料再処理事業高度化補助金」に係る事業

【評価コメント（総合評価）】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

③今後の研究開発の方向等に関する提言

今後の研究開発の方向等に関する提言

【評価委員コメント欄】

【技術に関する施策】

【技術に関する事業】

※【技術に関する事業】への提言は、提言する事業を明確の上、ご記入ください。

評点・判定基準

1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性

A B C D

《判定基準》

非常に重要→A、重要→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 事業目的は妥当で、政策的位置付けは明確か。

a b c d

《判定基準》

- ・ 事業の目的は非常に重要で、政策的位置付け（上位施策等における位置付け）は極めて明確である。 → a
- ・ 事業の目的は妥当であり、政策的位置付け（上位施策等における位置付け）は明確である。 → b
- ・ 事業の目的は概ね妥当であり、政策的位置付け（上位施策等における位置付け）は概ね明確である。 → c
- ・ 事業目的の妥当性はなく、政策的位置付け（上位施策等における位置付け）は不明確である。 → d

(2) 国の事業として妥当であるか、国の関与が必要とされる事業か。

a b c d

《判定基準》

- ・ 民間のみでは問題解決が図られず、国の事業として実施する緊要性が極めて高い。 → a
- ・ 国の実施事業として重要。 → b
- ・ 国の実施事業として概ね妥当。 → c
- ・ 国の関与がなくとも民間による取り組みで問題解決が可能。 → d

評点・判定基準

2. 研究開発等の目標の妥当性

A B C D

《判定基準》

非常によい→A、よい→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 研究開発等の目標は適切かつ妥当か。

a b c d

《判定基準》

- ・非常に具体的かつ明確に目標及び目標水準（中間評価の場合、中間評価時点での達成すべき水準）が設定されており、指標設定も極めて適切である。 → a
- ・具体的かつ明確に目標及び目標水準（中間評価の場合、中間評価時点での達成すべき水準）が設定されており、指標設定も適切である。 → b
- ・概ね具体的かつ明確に目標及び目標水準（中間評価の場合、中間評価時点での達成すべき水準）が設定されており、指標設定も概ね適切である。 → c
- ・具体的かつ明確な目標及び目標水準（中間評価の場合、中間評価時点での達成すべき水準）が設定されておらず、指標の設定もない。 → d

評点・判定基準

3. 成果、目標の達成度の妥当性

A B C D

《判定基準》

非常によい→A、よい→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 成果は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- ・ 想定した以上の成果が得られた。 → a
- ・ 妥当な成果が得られた。 → b
- ・ 概ね妥当な成果が得られた。 → c
- ・ 妥当な成果が得られていない。 → d

(2) 目標の達成度は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- ・ 設定された目標を大きく上回って達成された。 → a
- ・ 設定された目標は達成された。 → b
- ・ 設定された目標は概ね達成された。 → c
- ・ 設定された目標は達成されなかった。 → d

評点・判定基準

4. 事業化、波及効果についての妥当性

A B C D

《判定基準》

非常によい→A、よい→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 事業化については妥当か。

a b c d

《判定基準》

- ・ 事業化までの極めて明確な見通しがある。 → a
- ・ 事業化までの見通しがある。 → b
- ・ 事業化までの見通しが概ねある。 → c
- ・ 事業化までの見通しが立っていない。 → d

(2) 波及効果は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- ・ 波及効果が大きい期待できる。 → a
- ・ 波及効果が期待できる。 → b
- ・ 波及効果を概ね期待できる。 → c
- ・ 波及効果は期待できない。 → d

評点・判定基準

5. 研究開発マネジメント・体制・資金・費用対効果等の妥当性

A B C D

《判定基準》

非常によい→A、よい→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 研究開発計画は適切かつ妥当か。

a b c d

《判定基準》

- ・ 研究開発計画は、極めて適切である。 → a
- ・ 研究開発計画は、適切である。 → b
- ・ 研究開発計画は、概ね適切である。 → c
- ・ 研究開発計画は、不適切である。 → d

(2) 研究開発実施者の実施体制・運営は適切かつ妥当か。

a b c d

《判定基準》

- ・ 実施体制・運営は極めて適切である。 → a
- ・ 実施体制・運営は適切である。 → b
- ・ 実施体制・運営は概ね適切である。 → c
- ・ 実施体制・運営は不適切である。 → d

評点・判定基準

(3) 資金配分は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- ・ 資金配分は極めて妥当である。 → a
- ・ 資金配分は妥当である。 → b
- ・ 資金配分は概ね妥当である。 → c
- ・ 資金配分は妥当でない。 → d

(4) 費用対効果等は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- ・ 投入された資源量に対し、極めて大きな効果が得られる見込みがある。 → a
- ・ 投入された資源量に対し、より大きな効果が得られる見込みがある。 → b
- ・ 投入された資源量に概ね相当する効果が得られる見込みがある。 → c
- ・ 投入された資源量を上回る効果が得られる見込みがない。 → d

(5) 変化への対応は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- ・ 変化を的確に把握し、計画を適切に見直している。 → a
- ・ 変化を把握し、計画を見直している。 → b
- ・ 変化を概ね把握し、計画を見直している。 → c
- ・ 変化を把握せず、計画の見直しを行っていない。 → d

評点・判定基準

6. 総合評価

A B C D

《判定基準》

<中間評価の場合>

- ・事業は優れており、より積極的に推進すべきである。 → A
- ・事業は良好であり、継続すべきである。 → B
- ・事業は継続して良いが、大幅に見直す必要がある。 → C
- ・事業を中止することが望ましい。 → D

<事後評価の場合>

- ・実施された事業は、優れていた → A
- ・実施された事業は、良かった。 → B
- ・実施された事業は、不十分なところがあった。 → C
- ・実施された事業は、極めて不十分なところがあった。 → D

【評点の判断に当たり、特に重要視した評価項目】（括弧内に○印を付けてください。複数可。）

- () 1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性
- () 2. 研究開発等の目標の妥当性
- () 3. 成果、目標の達成度の妥当性
- () 4. 事業化、波及効果についての妥当性
- () 5. 研究開発マネジメント・体制・資金・費用対効果等の妥当性